

地場産品の基準

地場産品の基準は、次のとおりとする。（ア～キのいずれかに該当すること）

- ア 岡崎市内（以下「市内」という）で提供されるサービスその他これに準ずるもので、その主要な部分が岡崎市に相当程度関連性のあるものであること。
- イ 市内で生産された一次産品であること。
- ウ 返礼品（加工品等）を構成する原材料のうち、半分以上が市内で生産されたものであること。
- エ 返礼品の商品価値（重量や付加価値）の半分以上が、製造・加工・その他の工程（単なる切断や選別、袋詰めなどは該当しない）を市内で行ったことにより生じているものであること。
- オ 市内で生産されたものと、市外（近隣の市区町村）で生産されたものが混在しているもの（流通の構造上、混在することが避けられない場合に限る）。
- カ 岡崎市を広報する目的で生産されたご当地キャラクターグッズや、市内出身者に関連したグッズなど、形状や名称、その他の特徴から岡崎市独自の返礼品であることが明らかなもの。
- キ イ～カに該当する返礼品と、それらに関連性のあるものを合わせて提供するもので、イ～カに該当する返礼品が提供される返礼品全体の一般的な価値のうち、半分以上の割合を占めていること。